

「考古学からのコメント」

矢島國雄（明治大学名誉教授）

1. 日本の博物館の現状

社会教育調査報告書（令和3年版）によれば、2021年度末で、日本の博物館数は5771館であるが、博物館法に基づく登録博物館及び博物館相当施設は1305館であるのに対し、法の外にある博物館類似施設は4466館で、博物館の77%を占める。このことは、博物館法が実質的に機能していないことを示していると言わざるを得ない。

館種別割合は、総合博物館556館（10%）、科学博物館447館（8%）、歴史博物館3339館（58%）、美術博物館1061館（18%）、野外博物館121館（2%）、動物園・水族館・植物園307館（5%）である。同年の日本博物館協会の調査によれば、自然史博物館が209館、理工学博物館が190館という。総合博物館の多くが自然史系と人文系の総合博物館であること、科学博物館の約半数が自然史博物館と考えられるので、これに動物園・水族館・植物園を加えると約1000館の自然史系博物館が日本にはあると考えられる。美術博物館とほぼ同数であるが、歴史博物館はその約3.5倍以上ある。この自然史系博物館の数や、その分布についてはここでは詳論しないが、地域的な分布には偏りがみられる。地域の自然史の特徴を明らかにし、またそれを示すことの意義や重要性は言うまでもない。そうした観点から現状の館種構成、数、分布に課題があるだろうことは推察される。自然史系諸科学の連携により、地域の博物館を拡充することが必要ではないかと思う。

同報告書によれば、社会教育施設にはそれぞれ専門職員が配置されているが、これらを一括して指導系職員と呼んでいる。図書館では司書がそれにあたり、図書館全職員の49.1%がを占めるという。博物館の場合では学芸員がこの指導系職員にあたり、その配置は、登録相当で5350人、類似で3686人、それぞれ全職員の23.7%、11.7%である。博物館における専門職員の配置率は図書館の半分以下である。博物館の諸活動の専門的業務にあたるべき人員が、これで充足できているといえるのか、はなはだ疑問である。

1館当たりの専任学芸員数は登録相当2.6人、類似0.3人、兼任非常勤をも含めても登録相当で4.1人、類似で0.8人にしかならない。登録相当1305館中420館が専任学芸員0で、専任1~3人が583館である。自然史系に限らず、このような専門職員数で、博物館の専門的な業務が十分に行えているといえるのだろうか。いきおい、すぐには目に見えた効果が生まれにくい、研究や収集の部分にしわ寄せがきていることは明らかであろう。実は、これは博物館にとっては自殺行為に等しいもので、博物館の基礎資源の増強が衰え、体力低下につながっているのである。

その専門職である学芸員の養成に関しても、文系学部を設置されたものが大多数を占めるのが実態であり、自然科学系の学芸員養成の体制は弱い。このように、資格取得機会が少ないうえ、3~4年生時の実験・実習などと並行履修する困難さがあり、また卒後の進路選択に当たり、理系の学生にとって学芸員資格の必要度や優先度も低いことから、大学卒業時に学芸員資格を取得するものは少ないのが実態である。

理系に限らず、近年では教職と学芸員の並行履修者は減少傾向にある。双方の課程のカリキュラム充実に伴い、必要単位が増加したこともあって、時間割のやりくりが難しく、並行履修が困難になってきている。

2. 考古学の特徴と自然史諸科学—考古学からのコメント

考古学にとって自然史系諸科学は直接隣接する科学で、多くの分野でその恩恵に浴しているほか、各種の共同的研究も数多い。特に先史時代分野にあつては、文字記録もなく、関連諸科学の協力なくしては、豊かな生活像、文化像を描くことはできない。考古学が第四紀科学の一員として存在することの意味は大きなものがあると思う。

考古学において最も特徴的なことは、文化財保護法の下で、遺跡・遺物が守られる仕組みが整えられている点にある。1960年代後半以降、開発工事に伴う発掘調査が激増、1979年には年間2000件を超え、ピークは1996年の11730件、2000年以降は8000~9000件で推移している。同時期の学術調査件数は、1985年までは年平均200件前後、以後、今日まで年間300~400件で推移している。このように、考古学的な発掘調査は、開発工事等に伴うものが圧倒的である。一部に、遺跡の価値や意味から史跡として保存されるものもあるとはいえ、大多数の場合、遺跡・遺構は記録保存されたことで破壊されてしまうことになる。

一方、その出土遺物は基本的には文化財認定を受け、保護対象となる。その責任は各自治体が負っている。2010年以降の10年間を見ると、ほぼ毎年6000件が文化財認定されている。この結果、全国の自治体が保管する出土遺物量は膨大である。2020年度末で、テン箱（60×40×15cm）換算累計8,729,384箱に上り、現状の発掘調査件数が続くならば、毎年約70,000箱が増加し続けることになる。収蔵場所の確保が各自治体で課題となっている。

このように、文化財保護法下では、遺跡は史跡に指定して保護される。土地は公有地化が原則である。自然史では天然記念物が同様のものであるが、この場合は必ずしも土地が公有地化されるわけではない。また、出土遺物は、有形文化財（考古資料）として文化財認定された出土遺物の一部が重要文化財に指定され、保護されている。自然史系史料では、天然記念物指定を除くと、このような収集資料の指定保護の

動きはほとんどないのではないだろうか。

各自治体には文化財保護委員会あるいは文化財専門委員会等が置かれており、それぞれ地域の各種の文化財について検討し、指定保護を進めているが、委員の構成において、歴史、考古、美術、民俗の専門家が多にかかわっているものの、自然史系の専門家が委員として加わっているのはやや少ないように思われる。地域の自然史資料の保護を考えると、この点は弱点となっているのではないかと思われる。

先に述べたように、各種開発に伴う発掘調査が増加したことにより、文化財保護法の下で各自治体はこれに対応する体制整備として、埋蔵文化財担当の専門職員を配置するようになった。初期は教育委員会社会教育課文化財担当職員または公立博物館学芸員が主であったが、のちに埋蔵文化財センターが別置されて、開発工事に伴う発掘調査を中心的に行う機関となったことにより、担当専門職員数が急増する。1975年には全国で898人であったものが、2000年には7111人となっている。バブル崩壊と引き続く不況下で、1997～1999年に工事に伴う発掘調査件数が急激に落ち込み、埋蔵文化財担当専門職員数は、2000年をピークに漸減し、2003年からははっきりと減少に転じ、2021年度には5437人まで減少している。担当者の減少はそろそろ下げ止まるかとおおわれるが、増加には転じていない。また、1980年以降、民間に開発業者や自治体から委託されて発掘調査を引き受ける会社組織が生まれ、現在118社があり、ここにも当然ながら考古学専攻出身の専門職員がいる。

このような事情で、全国に相当数の考古学の専門職員がおり、発掘調査を行い、資料整理し、報告書を刊行している。今日、こうした行政による発掘調査による情報・知見や成果を使わないで研究進展はあり得ないし、これらの各自治体や組織の専門職員による研究の進展も著しいものがある。実際、日本考古学協会の会員中最多を占めるのが、各自治体の埋蔵文化財担当専門職員であることが、こうした状況をよく示している。

地方自治体において自然史系諸科学を専門とする職員が、どの程度その専門を生かした仕事をしているのかを承知していないが、環境行政などに関わる自然史系の専門職員はいるものと思われる。これらの人々が、より多く研究や自然史資料の保護や保存に関わるような仕組みを構築していくことが必要ではないかと思う。

自然史系博物館の拡充が実現されればそれが望ましいであろうが、自然史系の学問の重要性やその社会における意義をより強く地域住民に伝えるうえでも、自然史系資料の重要性や、その意味をより広く社会に伝えるための仕組みを、博物館に限らず広げていくことが、自然史系博物館の拡充につながると思われる。